

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる市が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成20年11月17日同意した。

平成20年11月25日

香川県知事 真鍋武紀

市名	土地改良事業名
東かがわ市	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）町田地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）山下下地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）黒羽地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）川股地区